

# 消防計画作成例フローチャート

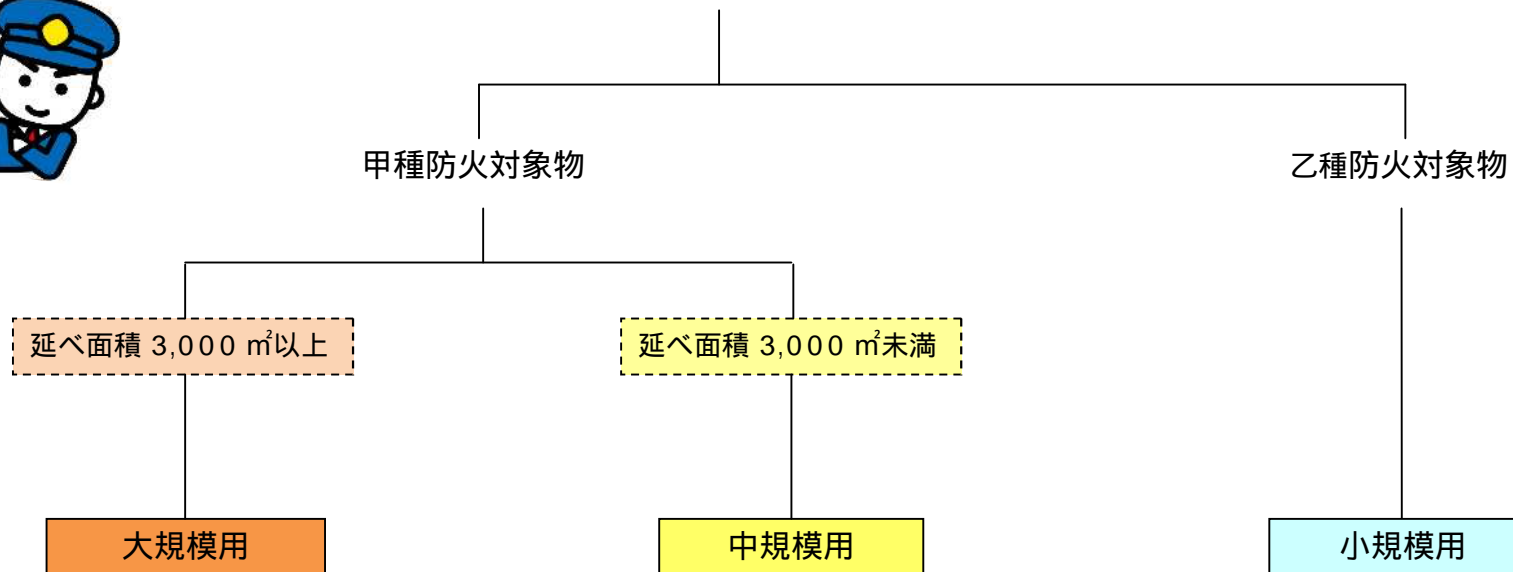
消防計画は、防火対象物又は事業所の規模・用途・収容人員等を踏まえ、その実態に即した内容を消防計画に定めることとされていますので、次のフローチャートを参考とし作成してください。

基本的には1、2のフローチャートにより、規模別の作成例を使用してください。ただし、共同住宅と社会福祉施設についてはその用途の特性に応じたものを別に作成してありますので、3のフローチャートにより、用途別の作成例をご使用ください。

- 1 単一管理権原：1人の防火管理者で建物全体を防火管理する場合
- 2 複数管理権原：複数の防火管理者で建物の異なる場所をそれぞれ防火管理する場合  
(例：建物に管理の異なるテナントが複数入居しており、1人の防火管理者で管理することが困難な場合など)
- 3 共同住宅又は社会福祉施設を含む防火対象物  
(社会福祉施設はその特殊性や危険性を考慮し、他の部分とは防火管理を別にすることを推奨します。)  
甲種防火対象物：特定用途で延面積 300 m<sup>2</sup>以上、非特定用途で延面積 500 m<sup>2</sup>以上の防火対象物  
乙種防火対象物：特定用途で延面積 300 m<sup>2</sup>未満、非特定用途で延面積 500 m<sup>2</sup>未満の防火対象物

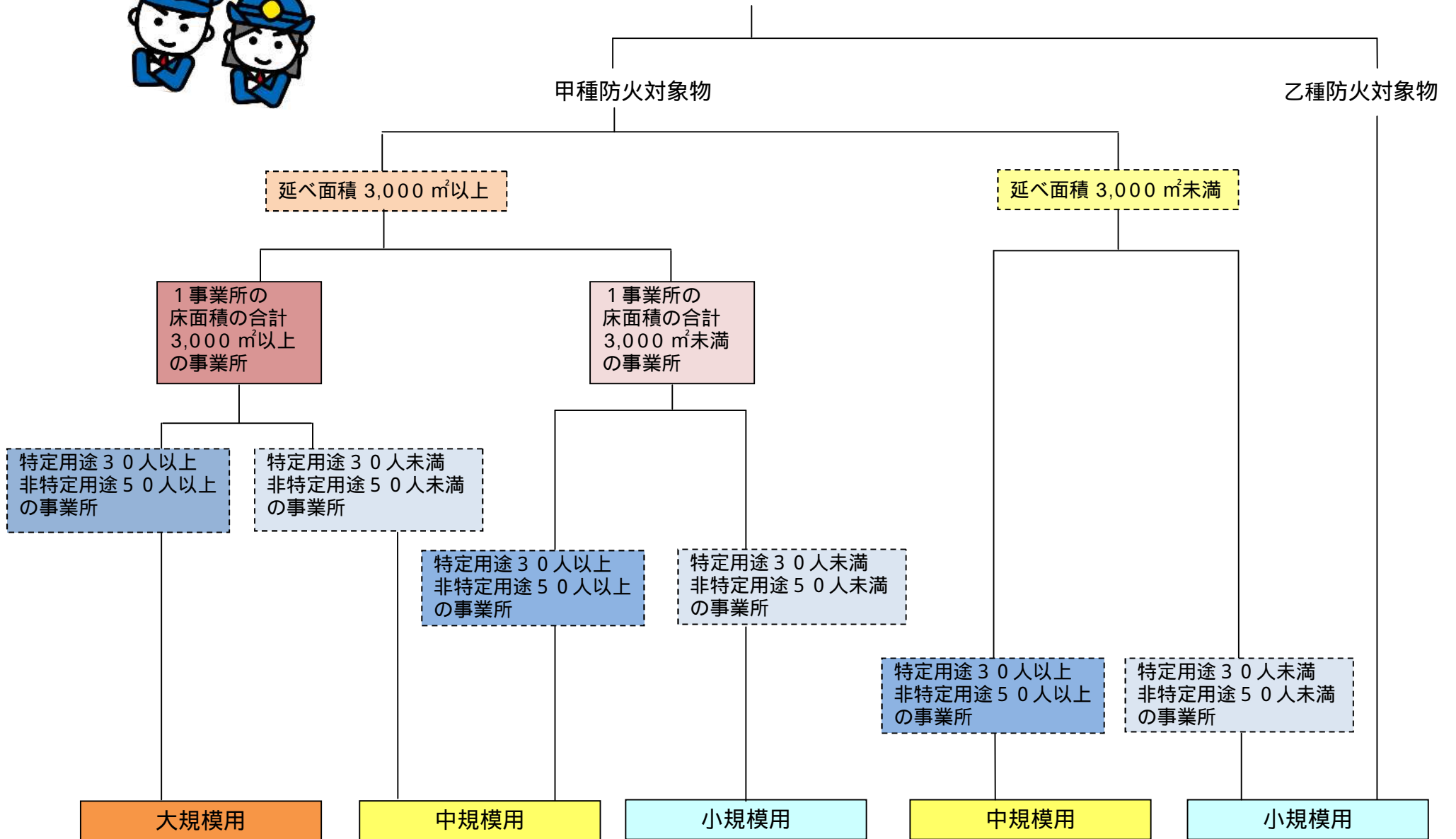


## 1 単一管理権原の場合

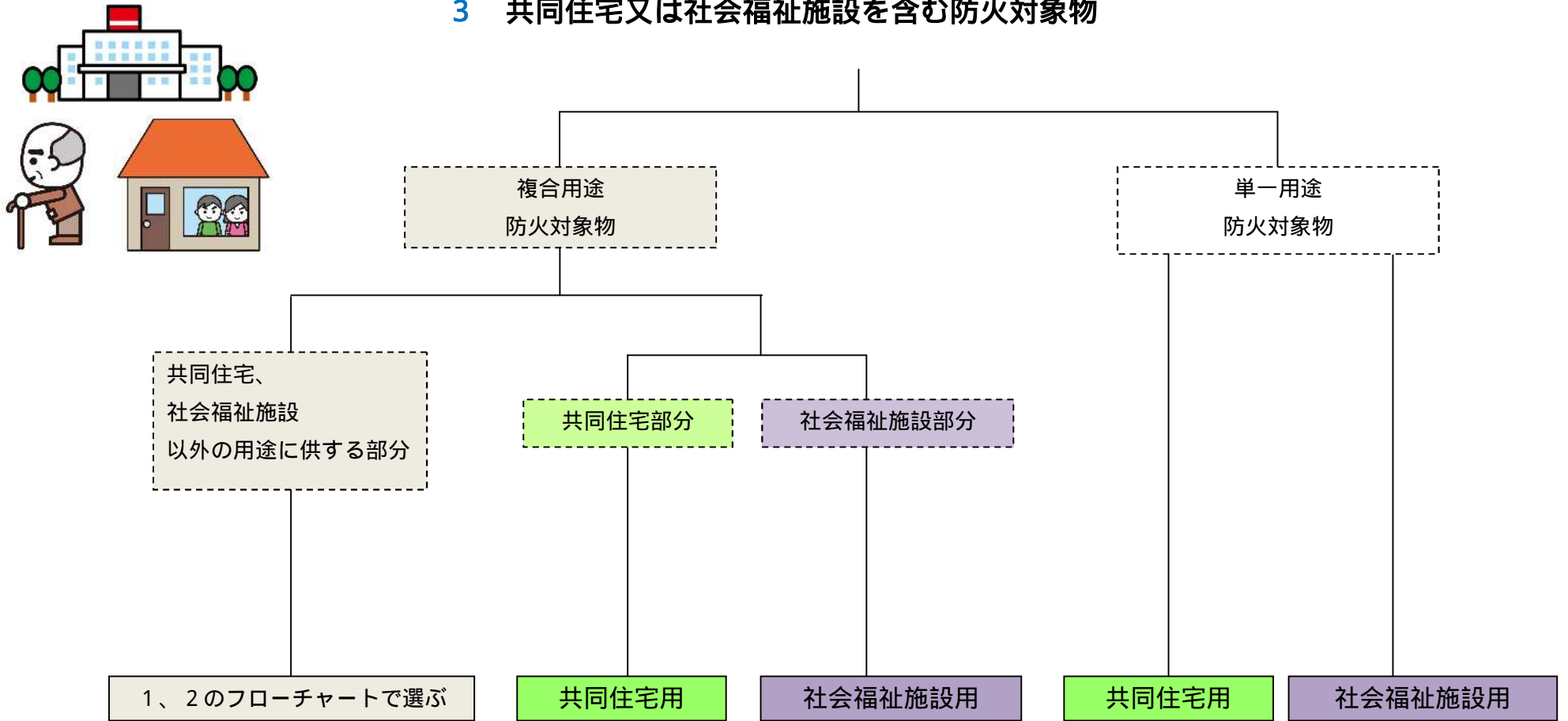




## 2 複数管理権原の場合



### 3 共同住宅又は社会福祉施設を含む防火対象物



判断に迷った場合やご不明な点がございましたら管轄の消防署へ相談してください。

相模原消防署査察指導課 042 - 751 - 9134

南消防署査察指導課

042 - 744 - 0126

北消防署査察指導課 042 - 774 - 9949

津久井消防署警備課 (査察指導班)

042 - 685 - 2098